

1. 業務名

微細藻類及び水草類を用いた生態毒性に係る評価・研究業務

2. 所属

(ユニット名) 環境リスク・健康領域

(室名) 環境リスク評価科学研究推進室

(就業場所) 茨城県つくば市小野川 16-2

(就業場所 変更の範囲) なし

(受動喫煙対策) 屋内禁煙、特定屋外喫煙場所あり

3. 募集人数

1名

4. 業務の内容

国立環境研究所環境リスク・健康領域環境リスク評価科学研究推進室生態毒性標準チームでは、新たな生態影響手法確立のための新規試験法開発やそのための基礎・基盤的な研究を実施しており、とりわけ、藻類を用いた生態毒性研究に関しては、海洋開発に伴う洋上影響評価法の開発やレアアース泥の生態影響評価に加え、化学物質の環境基準設定等に関連する政策対応研究を実施している。本業務では藻類の生態毒性に関連する以下(i)～(iii)の課題について研究を行う。

- (i) 微細藻類を用いた各種化学物質、ならびに排水・環境水（海水を含む）等の影響評価。
- (ii) 水草類を用いた各種化学物質の影響評価手法の確立。
- (iii) 海洋開発にともなう表層生態系を対象としたレアアース泥の生態影響評価。

5. 必要とされる専門分野及び資格

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 薬学、水産学、生物学、化学、環境学またはその関連分野を専門とすること。
- (2) 採用時に(1)の分野に関する博士号を有すること。
- (3) 藻類などの水生生物を用いた実験の経験を有すること。
- (4) 協調性をもって意欲的に研究を行えること。
- (5) 日本語のコミュニケーションが十分にとれること。

6. 選考方法

書類審査の後、面接を行い決定する。面接を行う者には別途連絡をする。

7. 提出書類

- (1) 履歴書（写真添付、[所定の様式](#)を使用） 1部
 - (2) 研究業績目録（原著論文、著書、総説、解説、口頭発表別に記載したもの） 1部
 - (3) 主要研究論文の別刷りまたはコピー（3編以内） 各1部
 - (4) これまでの職務・研究等の概要（A4で1～2枚程度） 1部
 - (5) 研究に対する抱負（A4で1～2枚程度） 1部
 - (6) 応募者に関する所見を伺える方2名の氏名および連絡先 1部
- （応募書類の返却不可（選考後不要採用となった場合は責任を持って処分します。ただし、不採用の場合に応募書類の返却を希望する場合は、応募時に返信用封筒を同封して下さい。））

なお、履歴書の職歴欄には、雇用先、雇用期間等を正確に記載して下さい。

また、国立環境研究所との間に雇用契約以外の契約・委嘱等の関係（共同研究、研究協力、労働者派遣等）がある場合は、その旨も記載して下さい。

8. 応募方法

郵送または電子送付による。

（郵送の場合は、封筒に朱書きで「微細藻類及び水草類を用いた生態毒性に係る評価・研究業務応募書類」と記載すること。電子送付の方法については、下記 14.の担当者あてにメールで問い合わせをし、その際、メールの件名を「特別研究員（藻類生態毒性）応募」と記載すること。）

9. 応募締切

2026 年 2 月 4 日（水）

10. 待遇等

（職種） 特別研究員

（雇用形態） フルタイム

（1 日の勤務時間） 裁量労働制

裁量労働制は勤務日に対象業務に従事した場合、1 日について 8 時間 15 分勤務したものとみなします。

（時間外及び休日勤務の有無） 有

（給与） 「国立研究開発法人国立環境研究所年俸制給与に関する規程」に基づき支給する。

基本給（年俸制 1/12 を毎月支給）：5,400,000 円より（規程に基づき決定）

（試用期間） 6 箇月（試用期間中の労働条件同一）

（社会保険） 国家公務員共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによります。

（その他就業関係） 「国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則」及びその他関連規程によりご確認ください。

（参考） 国立環境研究所基本規程 <http://www.nies.go.jp/kihon/kitei/index.html>

11. 採用予定時期

2026 年 4 月 1 日以降のなるべく早い時期。

12. 雇用期間

採用日より 2027 年 3 月 31 日まで。

なお、研究所の事業計画、勤務実績等の状況により 2028 年 3 月 31 日（最長更新限度）までの間に限り、年度単位での更新があり得ます。

ただし、雇用契約期間を更新することができるのは、満 65 歳の誕生日の前日の属する事業年度を超えない範囲内（採用日時点で満 65 歳の誕生日の前日を超えている場合は、1 事業年度内）とします。

13. その他

本公募は科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 15 条の 2 の対象業務に該当します。

※科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律と労働契約法第 18 条の通算契約期間に関しては、以下を参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000488206.pdf>

14. 問い合わせ及び書類提出先

国立研究開発法人国立環境研究所

(住所) 〒305-8506 茨城県つくば市小野川 16-2

(ユニット名) 環境リスク・健康領域

(室名) 環境リスク評価科学研究推進室生態毒性標準チーム

(氏名) 山岸 隆博

(TEL) 029-850-2851

(E-mail) yamagishi.takahiro (半角で@nies.go.jp をつけてください。)

15. 公募番号

R08-R-015